

太陽光発電システム・HEMS・蓄電池・V2H 補助金のお知らせ

市では、家庭での再生可能エネルギーの自家消費型（自産自消）設備導入を促進するため、太陽光発電システム、HEMS、蓄電池システム、V2Hを設置した方を対象に補助金を交付します。

補助対象機器

- 太陽光発電システム
 - HEMS（エネルギー管理システム）
 - 蓄電池システム
 - V2H（電気自動車充電設備）
- ※HEMS、蓄電池、V2Hは単体の申請可

申込期限

設備設置完了後 **180日以内**

受付期間：令和7年3月31日まで

※詳しくは裏面「申請期限・方法」を参照。

※期限内の申請であっても、予算額に達した時点で受付を締め切ります。

太陽光発電システム
30,000円/kW

（上限5kWまで 最大150,000円）

※蓄電池またはV2Hとの同時設置であること



HEMS（エネルギー管理システム）

設置費用の **1/2**（最大30,000円）

蓄電池システム

25,000円/kW

（上限10kWまで 最大250,000円）

V2H（電気自動車充電設備）

本体費用の **1/5**（最大150,000円）

つくる

かしこく
つかう

お問合せ・申請先：環境政策課脱炭素社会推進係 ☎ 24-5248

詳しくは南相馬市ホームページをご確認ください。

こちらから市HPにアクセスできます⇒

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/13/1360/13602/2/2475.html>



ヘムス HEMSとは？

建物内の電気機器をつないでエネルギー使用状況を「見える化」し、電気設備の自動制御や、適正なエネルギー状況にすることで快適に節電ができるシステムのこと。

【イメージ】



ブイツーエイチ V2Hとは？

電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHEV)などの自動車への充電ができる一方、自動車が蓄えた電力を建物へ供給できるシステムのこと。

【イメージ】



【補助の対象】

- 市内に住所を持ち、かつ居住する市内の住宅に補助対象機器を設置した方。
- 市税の滞納がない方。
- 過去に南相馬市から同システム（機器）設置に対する補助金の交付を受けていない方。
※ただし、東日本大震災により過去の太陽光発電システムを滅失された方を除きます。
- 設置した対象機器の工事（設置）が完了し、費用等の支払いが終了している方。
- 機器ごとの補助対象要件は下記の表のとおり。

対象機器	要件
太陽光発電	固定価格買取制度を使用している場合は、10kW未満のものかつ、 建築基準法に規定する建築物の屋根または屋上に設置するもの に限る
HEMS	ECHONET Lite（エコーネットライト）規格で住宅内の電力使用量を計測し、データの見える化機能及び電力使用を調整するための制御機能を有しているもの
蓄電池	定置型リチウムイオン（1kWh以上）のもの
V2H	電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するもの

※その他、詳細な要件は南相馬市ホームページをご覧ください。環境政策課脱炭素社会推進係までお問い合わせください。

【申請期限・方法】

- 申請書は、電気事業者との太陽光発電システムの電力受給開始日又は同時に申請する蓄電池もしくはV2Hの設置完了日のいずれか早い日から **180日以内**（蓄電池、V2H又はHEMS単体での申請の場合は、蓄電池、V2H又はHEMSの設置完了日から180日以内）に関係書類を添えて提出してください。※期限を過ぎた申請や不備のある申請書類は受付できません。
- 受付期間は、令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までです。
※受付期間内であっても、**予算額に達した時点で受付を締め切ります。**
- 申請様式・申請の手引きは、市ホームページよりダウンロードしていただくか、南相馬市役所西庁舎1階「環境政策課脱炭素社会推進係」で原本をお受け取りください。